

田辺市周辺衛生施設組合職員旅費支給条例

制定 昭和52年 1 月 18 日 条例第 9 号
改正 平成17年 5 月 1 日 条例第 2 号
平成29年 3 月 1 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第 2 条 職員の旅費については、田辺市職員等の旅費に関する条例（平成17年田辺市条例第46号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年 1 月 18 日から適用する。

附 則（平成17年 5 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。